

水泳競技申し合わせ事項

開催日：令和8年5月16日(土)・17日(日)

会 場：東京アクアティクスセンター メインプール

競技規則

本項に定める以外は、令和8年度公益財団法人日本パラスポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技方法

- (1) 予選は行わず、各組ごと1回の決勝とする。
- (2) 参加者の少ない障害区分または年齢区分は、他の区分と同時に競技する場合がある。
- (3) 全国大会派遣選手選考の部、オープンの部とともに「競技規則」に従い泳ぐことができる者が出場できる。
- (4) プール内への入場は原則選手の他、入退水時の介助者、合図棒による合図のための介助者のみとする。また、オープンの部については、上記に加え伴泳者を含む。

招集方法

招集開始時刻は競技開始の15分前とし、5分前を招集完了時刻とする。

表 彰

競技終了後直ちに表彰所にて行う。各種目の各組障害区分または年齢区分別に1位、2位、3位にメダルを授与する。知的部門については、4位以下に敢闘賞を授与する。リレー種目のメダル授与については1位から3位までとする。

種目順序 ※競技順序は、申込人数により変更する場合がある。

【全国大会派遣選手選考の部】 5月16日(土)	【オープンの部】 5月17日(日)
1. 50m 自由形 2. 50m 平泳ぎ 3. 50m 背泳ぎ 4. 50m バタフライ 5. 25m 自由形 6. 25m 平泳ぎ 7. 25m 背泳ぎ 8. 25m バタフライ 9. 混合 4×50m フリーリレー (知的部門)	1. 50m 自由形 2. 50m 平泳ぎ 3. 50m 背泳ぎ 4. 50m バタフライ 5. 25m 自由形 6. 25m 平泳ぎ 7. 25m 背泳ぎ 8. 25m バタフライ 9. 混合 4×25m フリーリレー (知的部門)

その他

- (1) 出場種目は、2種目までとする。但し、出場する日は、全国大会派遣選手選考の部もしくはオープンの部のいずれか1日のみとする。
- (2) オープンの部への出場者は全国大会派遣選手選考の対象とはならない。
- (3) リレー種目（知的部門）については、各団体から1チーム出場できる。なお、男女比及び年齢制限は設けないが、必ず男女混合でなければならぬ。ただし、個人種目出場者で構成されていること。
なお、混合4×50mフリーリレーは、「全国大会派遣選手選考の部」で実施するが、選考の対象とはならない。
- (4) 水着は世界水泳連盟の公認した水着を着用すること。ただし、身体的理由により世界水泳連盟の公認した水着の着用が不可能の場合は競技開始までに審判長に申し出て許可を得ること。
※オープンの部については、水着の形状（身体を覆う範囲）が守られていれば、この限りではない。ただし、水着の重ね着は禁止とする。
- (5) 区分23は光を通さないゴーグルを着用すること。また、ターンとゴールの際、安全な棒などを使って合図（タッピング）しなければならない。光を通さないゴーグル、指示用の「合図棒」並びにタッパーは各自で用意することが望ましい。
- (6) 知的部門出場者はスタート方法（スタート台の上・横又は水中のいずれか）を招集所で申し出ること。
- (7) 競技方法や招集方法、表彰等に変更が生じる場合がある

【 水泳 障害別参加区分表 】 ※◎○●△印のある種目から選択すること。

※身体部門 … ◎男・女 1部・2部 ○男・女 1部 ●男・女 2部 ※1部:39才以下 2部:40才以上

※知的部門 … ◎男・女 各年齢区分(但し全国大会選手選考は少年・青年・壮年の3区分とする) △年齢区分なし(リレー)

※少年:19才以下 青年:20才~35才 壮年:36才以上

※出場の部 … 全国大会選手選考の部、オープンの部をまたがつての出場はできない。

※混合4×50mフリーリレーは「全国大会派遣選手選考の部」で実施するが、選考の対象とはならない。

		区分番号	障害区分	全国大会選手選考の部(1日目)							オープンの部(2日目)							混合 4× 50m リレー	
				自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		混合 4× 50m リレー	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		混合 4× 215m リレー
肢体不自由	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
	上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		11	多肢切断または、 片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
II	車いす原発性常麻痺	13	第6~第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					◎	◎	○		○		
		14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
III	(脳性麻痺、脳原性麻痺等)	17	四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					◎	◎	○		○		
		18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		21	その他	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					◎	◎	○		○		
IV	視覚障害	23	視力0から0.01まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
聴覚・平衡機能障害・音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害	25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		◎	◎	○	○	○	○	○
		26	知的障害	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	○		◎	◎	○	○	○	○	△

【水泳区分解説】

番号	障害区分	解説
●肢体Ⅰ（切断、機能障害で立位。脊髄損傷等で車いすを使用する以外に杖等補装具を使用するなどして歩行が可能な場合も含む）		
1	手部切断	・手部の切断者
2	片前腕切断 片上肢不完全	・(手関節の離断を含む)片側の前腕の切断者 ・片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
3	片上腕切断 片上肢完全	・(肘関節の離断を含む)片側の上腕の切断者 ・片側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者
4	両前腕切断 両上肢不完全	・(手関節離断を含む)両側の前腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
5	両上腕切断 両上肢完全 片前腕切断 および 片上腕切断	・両側の上腕の切断者 ・両側の肩・肘・手関節の全てに機能障害がある者 ・片側の前腕及び片側の上腕の切断者
6	片下腿切断 片下肢不完全	・(足部の切断を含む)片側の下腿の切断者 ・片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
7	片大腿切断 片下肢完全	・(膝関節の離断を含む)片側の大腿の切断者 ・片側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり、補装具なしでは体重を支えきれない者
8	両下腿切断 両下肢不完全	・(足部の切断を含む)両側の下腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
9	両大腿切断 両下肢完全 片下腿切断 および 片大腿切断	・(膝関節離断を含む)両側の大腿の切断者 ・両側の股・膝・足関節の全てに機能障害があり、補装具なしでは体重を支えきれない者 ・片側の下腿及び片側の大腿の切断者
10	片上肢切断 および 片下肢切断 片上肢不完全 および 片下肢不完全	・片側の上肢及び片側の下肢の切断者 ・片側上肢不完全及び片側下肢不完全の者
11	多肢切断 片上肢完全 および 片下肢完全 両上肢不完全 および 両下肢不完全	・三肢以上の切断者 ・片側上肢完全及び片側下肢完全の者 ・両側上肢不完全及び両側下肢不完全の者
12	体幹	・頸部、胸部、腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない)
●肢体Ⅱ（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺で車いす常用の者。 下肢の切断や欠損などの車いす使用者は肢体Ⅰのそれぞれの該当区分の適応となる。）		
13	第6～第7頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常だが指の曲げ伸ばしが困難な四肢麻痺者(肩関節、肘関節、手関節の背屈と掌屈がほぼ正常だが、物が握れない)
14	第8頸髄まで残存	・肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力がほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指の強い開閉ができない)
15	下肢麻痺で座位バランスなし	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができない者
16	下肢麻痺で座位バランスあり	・下肢麻痺で、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる者
●肢体Ⅲ（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）		
17	四肢麻痺(車いす常用) 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	・四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害があり、上肢駆動により車いすを常用している者 ・意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	・両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者(車椅子や杖、松葉杖などを使用していることが多い) ・上肢に軽度の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
19	片側障害で片上肢機能全廃	・片側障害で患側上肢でストローク動作が全くできない者
20	その他の片側障害で走不能	・片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
21	その他	・上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、17～20の区分に該当しない者
●肢体Ⅳ（区分13、17よりも重度の四肢体幹機能障害で日常的に電動車いす等を使用している者）		
22	浮具使用	・重度の四肢体幹機能障害をもつ者(筋ジストロフィー等)で、浮具を使用する者
●視覚障害 ※視力は両眼の和ではなく、矯正後の良い方の視力で判定する。		
23	視力0から0.01まで	
24	その他の視覚障害	・矯正後の視力が、0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらずこの区分が該当
●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害		
25	聴覚障害	
●知的障害		
26	知的障害	